

が、調査の対象としていない地点への影響が予測された場合には、評価するための情報を得るため、改めて調査を行うことが必要となる場合もある。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯 工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態及び工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

〔解説〕

予測の対象とする時期は、事業の実施による環境影響の程度を適切かつ効果的に把握できる時期を設定する。一般には、工事中にあっては影響要因による環境影響が最大となる時期に、存在・供用時にあっては活動が定常状態にある時期に設定する場合が想定されるが、季節的な変動や社会的状況の変化等も考慮しておくことが重要である。例えば、供用時に短期間でも非常に大きな変化を及ぼし、何らかの環境配慮の検討が必要な状況が想定される場合等には、予測の時期として設定することが望まれる。

2 前項第4号に規定する予測の対象とする時期については、工事の完了後若しくは土地若しくは工作物の供用開始後の定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合には、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

〔解説〕

予測の対象時期については、工事の実施において環境影響が最大となる時期又は対象事業の供用開始後定常状態となる時期を選定することが基本であるが、定常状態となるまでに長期間を要するような場合、又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合は、必要に応じ予測対象時期として選定した時期のほか中間的な時期での予測を行うことを示したものである。

「定常状態に至るまでに長期間を要する」とは、対象事業に係わる全体の工事が完了する前に一部区間を供用するような場合、施設等の一部を先行して使用するような場合などを想定している。

「予測の前提条件の変化」とは、関連する道路計画、港湾整備、下水道整備計画などの進捗の状況などが考えられる。工事の期間が長期に及ぶ場合や埋立事業などで施行区域が分割されるような場合も「定常状態になるまでに長期間を要する」に準じる。

3 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

〔解説〕

予測手法の選定に当たっては、選定した予測手法の特徴、適用範囲などの内容及びその妥当性を明らかにすることを明示したもので、具体的には次のような点を明らかにする。

○予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲

選定した予測手法の特徴及び適用範囲が選定項目に係る環境影響を予測する手法として妥当なものであるかを明らかにする。

予測手法には、理論式に用いる係数などを実験などで得た情報を基にしている場合において、その実験等の前提条件の範囲を超えて適用することは予測の結果に不確実性をもたらすことになる。したがって、予測手法の選定に当たっては、他に考えられる予測手法についても検討し、選定手法の妥当性を明らかにすることが必要である。

なお、予測手法の妥当性は、選定項目の評価に必要な水準を確保できる手法であるかどうかの観点で検討する。

○予測地域及び予測地点の設定根拠

予測地域や予測地点は、一般的には調査地域や調査地点と同じとなると想定されるが、環境影響評価の項目によっては、調査の結果を踏まえてその中から設定するような場合が考えられる。そのような場合は、その設定根拠を明らかにする。

○予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数

予測の前提となる条件については、大気質や水質の予測における気象データや水象データの選定又は設定、運行車両が影響要因となる場合には発生車両数の設定や走行経路の設定、車両諸元の設定などの根拠を明らかにする。

予測に用いる原単位や係数としては、運行車両の排出ガス係数や騒音パワーレベル、大気拡散式に用いる拡散幅などについてその内容、妥当性について明らかにする。

4 第1項の規定による予測の手法の選定に当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況）を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して設定するよう努めるものとし、